

○衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（昭和六十三年千葉県規則第二十七号）

新

旧

衛生に関する法律、政令、厚生労働省令、条例及び規則の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣若しくは内閣総理大臣に対して行う申請、届出、報告等の行為であつて、別表第一に規定するものにあつては所轄の保健所（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）の長を、別表第二に規定するものにあつては所轄の食肉衛生検査所の長を経由しなければならない。

衛生に関する法律、政令、厚生労働省令、条例及び規則の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣若しくは内閣総理大臣に対して行う申請、届出、報告等の行為であつて、別表第一に規定するものにあつては所轄の保健所（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）の長を、別表第二に規定するものにあつては所轄の食肉衛生検査所の長を経由しなければならない。

別表第一（県の保健所長を経由するもの）

別表第一（県の保健所長を経由するもの）

一～三十六 略

一～三十六 略

三十七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づくもののうち次に掲げるもの

三十七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づくもののうち次に掲げるもの

イ 第四条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による製造業及び輸入業の登録の申請

イ 第四条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による製造業及び輸入業の登録の申請

ロ 第四条第三項の規定による製造業及び輸入業の登録の更新に係る申請

ロ 第四条第四項の規定による製造業及び輸入業の登録の更新に係る申請

ハ 第六条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可の申請

ハ 第六条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可の申請

ニ 第七条第三項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出（販売業に係るものを除く。）

ニ 第七条第三項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出（販売業に係るものを除く。）

ホ 第十条第一項の規定による製造業又は輸入業の登録を受けている者に係る届出

ホ 第十条第一項の規定による製造業又は輸入業の登録を受けている者に係る届出

ヘ 第十条第二項の規定による特定毒物研究者に係る届出

ヘ 第十条第二項の規定による特定毒物研究者に係る届出

ト 第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による製造業者及び輸入業者、特定毒物研究者並びに特定毒物使用者に係る特定毒物の品名等の届出

ト 第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による製造業者及び輸入業者、特定毒物研究者並びに特定毒物使用者に係る特定毒物の品名等の届出

チ 第二十二条第一項及び第二項の規定による業務上取扱者の氏名等の届出

チ 第二十二条第一項及び第二項の規定による業務上取扱者の氏名等の届出

リ 第二十二条第三項の規定による事業の廃止等の届出

リ 第二十二条第三項の規定による事業の廃止等の届出

三十八 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）に基づくものうち次に掲げるもの

三十八 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）に基づくものうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号ロ及びチ、第十八条第一号ロ、ニ及びへ並びに第二十条第一号ロ、ニ及びへへの規定による指導者の指定に係る申請

イ 第十三条第一号ロ及びチ、第十八条第一号ロ、ニ及びへ並びに第二十条第一号ロ、ニ及びへへの規定による指導者の指定に係る申請

ロ 第三十条第二号イの規定による場所の指定に係る申請

ロ 第三十条第二号イの規定による場所の指定に係る申請

ハ 第三十五条第一項及び第二項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る登録票及び許可証の書換え交付の申請
ニ 第三十六条第一項及び第二項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る登録票及び許可証の再交付の申請
ホ 第三十六条第三項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る発見した登録票及び許可証の返納
ヘ 第三十六条の二第一項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る登録票及び許可証の返納
三十九 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に基づくものうち次に掲げるもの

イ 第三条第一項の規定による覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定の申請

ロ 第九条第一項の規定による覚醒剤製造業者に係る届出

ハ 第九条第二項の規定による覚醒剤施用機関の開設者に係る届出

ニ 第九条第三項の規定による覚醒剤研究者に係る届出

ホ 第十条第一項及び第二項（第三十条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による指定証の返納

ヘ 第十一条第一項（第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請

ト 第十一条第二項（第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による発見した指定証の返納

チ 第十二条第一項から第三項まで（第三十条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による氏名等の変更の届出

リ 第十五条第一項の規定による覚醒剤の製造の許可の申請

又 第二十二条の二の規定による覚醒剤の廃棄の届出

ル 第二十三条の規定による覚醒剤に係る事故の届出

ヲ 第二十四条第一項及び第二項の規定による覚醒剤の品名等の報告

ワ 第二十九条及び第三十条の規定による業務に関する報告

カ 第三十条の二の規定による指定の申請

コ 第三十条の四第一項の規定による業務の廃止等の届出

タ 第三十条の六第一項本文及び第三項本文の規定による覚醒剤原料の輸入又は輸出の許可の申請

レ 第三十条の十二第一項第一号及び第二号の規定による保管する場所の届出

ハ 第三十五条第一項及び第二項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る登録票及び許可証の書換え交付の申請
ニ 第三十六条第一項及び第二項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る登録票及び許可証の再交付の申請
ホ 第三十六条第三項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る発見した登録票及び許可証の返納
ヘ 第三十六条の二第一項の規定による製造業者及び輸入業者並びに特定毒物研究者に係る登録票及び許可証の返納
三十九 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に基づくものうち次に掲げるもの

イ 第三条第一項の規定による覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定の申請

ロ 第九条第一項の規定による覚せい剤製造業者に係る届出

ハ 第九条第二項の規定による覚せい剤施用機関の開設者に係る届出

ニ 第九条第三項の規定による覚せい剤研究者に係る届出

ホ 第十条第一項及び第二項（第三十条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による指定証の返納

ヘ 第十一条第一項（第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による指定証の再交付の申請

ト 第十一条第二項（第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定による発見した指定証の返納

チ 第十二条第一項から第三項まで（第三十条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による氏名等の変更の届出

リ 第十五条第一項の規定による覚せい剤の製造の許可の申請

又 第二十二条の二の規定による覚せい剤の廃棄の届出

ル 第二十三条の規定による覚せい剤に係る事故の届出

ヲ 第二十四条第一項及び第二項の規定による覚せい剤の品名等の報告

ワ 第二十九条及び第三十条の規定による業務に関する報告

カ 第三十条の二の規定による指定の申請

コ 第三十条の四第一項の規定による業務の廃止等の届出

タ 第三十条の六第一項及び第二項の規定による覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可の申請

レ 第三十条の十二第一項第一号及び第二号の規定による保管する場所の届出

ソ 第三十条の十三の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出
ツ 第三十条の十四第一項の規定による覚醒剤原料に係る事故の届出
ネ 第三十条の十四第二項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出
ナ 第三十条の十四第三項の規定による医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出
リ 第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚醒剤原料の品名等の報告
ム 第三十六条第一項の規定による国及び地方公共団体の開設した覚醒剤施用機関に係る届出及び報告の受理並びに指定証の返納
四十〜四十六 略

ソ 第三十条の十三の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出
ツ 第三十条の十四の規定による覚せい剤原料に係る事故の届出
(新設)
(新設)
ネ 第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚せい剤原料の品名等の報告
ナ 第三十六条第一項の規定による国及び地方公共団体の開設した覚せい剤施用機関に係る届出及び報告の受理並びに指定証の返納
四十〜四十六 略